

川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する訓令（案）

川崎市教育委員会職員研修規程（平成21年川崎市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）川崎市学校給食センター条例施行規則（平成29年川崎市教育委員会規則第 号）第4条に規定する所長

附 則

この訓令は、平成29年8月29日から施行する。

制 定 理 由

学校給食センターの新設に伴い、学校給食センター所長を人材育成推進責任者とするため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員研修規程 平成21年3月19日教委訓令第5号</p> <p>(第1条～第4条 略)</p> <p>(人材育成推進責任者)</p> <p>第5条 事務局及び学校その他の教育機関に人材育成推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置くものとし、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19条）第3条に規定する課の長（室にあつては、担当課長とする。）</p> <p>(2) 川崎市総合教育センター処務規則（昭和61年川崎市教育委員会規則第10条）第4条に規定する室長</p> <p><u>(3) 川崎市学校給食センター条例施行規則（平成29年川崎市教育委員会規則第 号）第4条に規定する所長</u></p> <p><u>(4) 川崎市教育機関事務分掌規則（平成3年川崎市教育委員会規則第4号）第5条に規定する教育機関の長。ただし、教育文化会館分館、市民館分館及び図書館分館の長を除く。</u></p> <p><u>(5) 川崎市立学校の長</u></p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市教育委員会職員研修規程 平成21年3月19日教委訓令第5号</p> <p>(第1条～第4条 略)</p> <p>(人材育成推進責任者)</p> <p>第5条 事務局及び学校その他の教育機関に人材育成推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置くものとし、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19条）第3条に規定する課の長（室にあつては、担当課長とする。）</p> <p>(2) 川崎市総合教育センター処務規則（昭和61年川崎市教育委員会規則第10条）第4条に規定する室長</p> <p><u>(3) 川崎市教育機関事務分掌規則（平成3年川崎市教育委員会規則第4号）第5条に規定する教育機関の長。ただし、教育文化会館分館、市民館分館及び図書館分館の長を除く。</u></p> <p><u>(4) 川崎市立学校の長</u></p> <p>(以下 略)</p>